

高知土木事務所道路管理課における道路反射鏡の占用許可基準について

令和5年11月17日
高知土木事務所道路管理課

1. はじめに

道路反射鏡は、道路屈曲部や見通しの悪い交差点等に、通行する車両を安全かつ円滑に走行させる目的で設けられ、道路法施行令第34条の3第4号「他の車両又は歩行者を確認するための鏡」として規定される道路の附属物であり、道路構造令及び同施行令では交通安全施設の一つとして位置付けられている。

当該道路を管理する者（道路管理者）は、道路反射鏡の設置に当たって「道路反射鏡設置指針」（（公社）日本道路協会）に基づき、地域状況、道路状況及び交通状況等に応じて、道路反射鏡を設置しているところである。しかし、私有地と県道等の公道とが接続・交差している箇所など、設置要件を満たさないとして、道路管理者が道路反射鏡設置の必要がないと判断した箇所もあり、必ずしも道路反射鏡を設置するに至っていない状況である。

こうしたなか、当該道路管理者以外の者が交通事故を防止し、通行の安全を確保するため、道路占用許可申請をし、自ら道路反射鏡を設置することを希望する問い合わせが多く発生している。

本基準は、道路管理者以外の者が道路占用許可申請により、道路反射鏡を設置することを希望する場合における事務手続きを、適切かつ速やかに実施することを目的に定めるものである。

2. 基本的な考え方

道路管理者は、他の車両又は歩行者を確認するための鏡を設置し、継続して道路を使用しようとする者から、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の許可申請がなされた場合には、当該申請に係る道路の占用が同法第33条第1項に規定する要件に適合するかどうかを審査するとともに、当該申請に係る道路の占用が道路の構造及び交通に支障を及ぼすおそれの適度等についても考慮して、その許可を行うか否かを判断する。

3. 占用許可条件

道路管理者は、基本的な考え方に基づき、次の条件について全て適合しているか確認する。

- 1) 申請者が地方公共団体等（公的機関）であること
- 2) 地方公共団体等（公的機関）の的確な管理能力を有し継続的に管理できるものであること
- 3) 一個人ではなく地域住民団体等からの要望であること（一般交通の利便性、公益性）
- 4) 道路敷地外に余地がないものであること（検討の有無）
- 5) 信号交差点など、近隣に安全に利用できる道路（交差点）がないものであること
- 6) 添架物を禁止している場所でないこと（管理者の許可が必要）
- 7) 「道路反射鏡設置指針」に準じた構造であること（構造計算等確認できる資料）
- 8) 一般交通に支障がないこと、かつ信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること
- 9) ステッカー等により、管理者を明示すること。

4. その他

占用期間は5年とする。（継続的に占用する場合は、占用期間更新の許可が必要）